

広島県捕獲技術者育成アカデミー受講者募集要領

1 目的

ニホンジカやイノシシ等による自然生態系への影響や農林水産物への被害が深刻化する中、高齢化等による狩猟者の減少が進行している。将来にわたって、野生動物の適切な個体群管理をするため、狩猟経験の浅い者や狩猟に関心のある者を対象に、捕獲技術に関する総合的な知識と技術を有する人材を育成することを目的に「捕獲技術者育成アカデミー」を開講し、野生動物の適切な保護管理のできる地域づくりに不可欠な担い手を確保する。

2 受講者の要件

次の要件をすべて満たす者とする。ただし、要件を満たす受講者が3に定める受講者数に満たない場合は、60歳以上の受講を認めることとする。

- (1) わな猟免許及び第一種銃猟免許の両方を取得済みである者、かつ、免許取得から8年以内の者（平成27年度から令和4年度に取得した者）
- (2) 広島県内に居住している者（20歳以上59歳以下（令和5年4月1日現在））
- (3) 猟銃等所持許可証を既に取得している者
- (4) 狩猟者登録（令和5年度）を必ずする者
- (5) 地域の猟友会に入会し、狩猟者としての社会貢献活動に意欲的である者
- (6) 原則として、カリキュラム全8日間を受講可能な者
- (7) 過去に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に抵触する違反行為をしていない者

3 定員

20名程度 ※必要に応じて面接等を実施

4 受講内容

別紙1「捕獲技術者育成アカデミーカリキュラム[R05]」のとおり

※原則、土・日・祝日を中心に開催（予定）

5 受講料

受講料は無料

ただし、受講に係る交通費・宿泊費・飲食費、猟銃等所持許可に係る費用、狩猟者登録に係る費用（狩猟税・手数料等）など本受講に関連（付随）する費用すべて受講者の負担とする。

※猟銃等所持許可の取得に際して、猟銃、ガンロッカー、装弾ロッカーの購入費用が別途必要となりますので、猟銃等所持許可に関する手続については、現住所を管轄する警察署にお問合せください。

6 提出書類（申込書）及び提出先

提出書類	広島県捕獲技術者育成アカデミー受講申込書（別紙2） 1部
提出先 （受託業者）	〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館3F 一般社団法人 広島県猟友会 事務局 宛

7 応募（申込）期間

令和5年7月26日から令和5年8月18日までの間（郵送の場合、消印有効）

8 受講決定

受講が認められた応募者には、令和5年8月25日（金）までに書面にてその旨を通知

9 お問合せ先

[受託業者]

〒730-0017

広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館3F

一般社団法人 広島県猟友会

電話 082-227-7890

10 その他

応募書類及び個人情報は「広島県捕獲技術者育成アカデミー」事業以外の目的で使用する
ことはありません。なお、応募書類は返却いたしませんので御了承ください。